
平成21年第1回臨時会 壱岐市議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成21年1月29日 午前10時00分開会、開議

| | | | |
|------|------------|-----------------------------|----------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | | 15番 馬場 忠裕 16番 久間 進 |
| 日程第2 | 会期の決定 | | 1日限り 決定 |
| 日程第3 | 議案第1号 | 壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について | 総務部長 説明、質疑 委員会付託省略、否決 |
| 日程第4 | 議案第2号 | 権利の放棄について | 総務部長 説明、質疑 委員会付託省略、可決 |
| 日程第5 | 議案第3号 | 壱岐栽培センター建築(本体)工事請負契約の変更について | 産業経済部長 説明、質疑 委員会付託省略、可決 |

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(24名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 音嶋 正吾君 | 2番 町田 光浩君 |
| 3番 小金丸益明君 | 4番 深見 義輝君 |
| 5番 坂本 拓史君 | 6番 町田 正一君 |
| 7番 今西 菊乃君 | 8番 市山 和幸君 |
| 9番 田原 輝男君 | 10番 豊坂 敏文君 |
| 11番 坂口健好志君 | 12番 中村出征雄君 |
| 13番 鵜瀬 和博君 | 14番 中田 恭一君 |
| 15番 馬場 忠裕君 | 16番 久間 進君 |
| 17番 大久保洪昭君 | 20番 瀬戸口和幸君 |
| 21番 市山 繁君 | 22番 近藤 団一君 |
| 23番 牧永 護君 | 24番 赤木 英機君 |
| 25番 倉元 強弘君 | 26番 深見 忠生君 |

欠席議員(1名)

18番 久間 初子君

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 瀬口 卓也君 事務局書記 柳原 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 白川 博一君 副市長 …………… 久田 賢一君
教育長 …………… 須藤 正人君 総務部長 …………… 小山田省三君
市民部長 …………… 米本 実君 保健環境部長 …………… 山内 達君
産業経済部長 …………… 山口 壽美君 建設部長 …………… 中原 康壽君
消防本部消防長 …………… 山川 明君 病院事業管理監 …………… 市山 勝彦君
病院管理部長兼病院事務長 …………… 山内 義夫君
教育次長 …………… 白石 廣信君 総務課長 …………… 堤 賢治君
財政課長 …………… 牧山 清明君

午前10時00分開会

○議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

久間初子議員から欠席の届け出があつております。ただいまの出席議員は24名であり、定足数に達しております。ただいまから平成21年第1回壱岐市議会臨時会を開会します。

これから、議事日程表第1号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（深見 忠生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、15番、馬場忠裕議員及び16番、久間進議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（深見 忠生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会議は本日1日と決定しました。

ここで、市長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 皆様、おはようございます。本日、ここに平成21年第1回壱岐市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

報道等で御存じのことと存じますが、去る1月10日及び18日の両日、市民の皆様を初め各種団体、そして市の職員等のボランティアの皆様によりまして、桜苗木の植樹が行われました。これは「東海壱岐の会」や「東京雪州会」また「財団法人日本桜の会」より贈呈を受けたものでございます。これを機に、島を桜の名所にしようという機運が盛り上がりつつありますので、市といたしましても、数年後には市民の憩いの場、また観光の名所となることを願い、推進してまいります。

さて、一昨日国の経済雇用緊急対策を柱とした第2次補正予算が可決されました。これを受け、国、県におきましては対策が講じられることとなりますので、市といたしましても、国、県と連携し、即効性かつ継続性のある事業を優先に実施したいと考えております。

また、懸案の定額給付金につきましては、財源についての関連法案がまだ参議院へ送られたままで、いつ可決するかわかりませんが、速やかに実施できるよう準備を進めてまいります。

また、この定額給付金が地域の活性化につながるような方策を考えたいと思っているところでございます。

当面、経済雇用緊急対策を第一義に壱岐市の元気なまちづくりに取り組んでまいりますので、今後ともより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日提出させていただきました案件は、条例改正等合計3件でございます。何とぞ、慎重な御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第3. 議案第1号

○議長（深見 忠生君） 日程第3、議案第1号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日の議案の説明につきましては、担当部長にさせますので、よろしく
お願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

〔総務部長（小山田省三君） 登壇〕

○総務部長（小山田省三君） 議案第1号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正につい
て、御説明をいたします。

壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提
出でございます。

提案理由でございますが、一般廃棄物処理方式の選定にあたり、市民に動揺を与えた責任を明
確にするため、市長の現行の給料を3カ月間、10分の1減額するものでございます。

次に、内容でございますけれども、壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部を次のように
改正する。附則の次に1項を加える。これにつきましては、資料の市長等の給与の特例に関する
条例新旧対照表で説明をさせていただきます。一番最後のページをお開きをお願いいたします。

市長等の給料月額減額、4項でございますけど、第2条に規定する市長の平成21年2月か
ら同年4月に支給する給料の月額は、同条に定める額から100分の10を減じて得た額とする
というものでございます。

附則でございますけれども、この条例は平成21年2月1日から施行するとしてしております。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

〔総務部長（小山田省三君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番、町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 市長にお尋ねします。

私は、市長の給与というのは市長の仕事の内容と責任の重さについて、正当な対価として給与
が与えられるものだと思っております。壱岐市の財政が厳しい折り、市長は既に30%のカット
を行っておられます。今回の理由について「一般廃棄物処理方式の選定にあたり、市民に動揺を
与えた責任を明確にするため、市長の現行の給料を3カ月間10分の1をさらに減額すると」、
私は市民に動揺を与えた責任というのもよくわかりませんが、こういう形で安易に市長が
給料の減額を議会に上程されるということに、そもそもそれに対して私は反対であります。例え
ば市長が法令を無視して市に損害を与えたとか、そういうことであれば、それはしょうがないで
す。あるいは、職員が公金を横領したとか、そういった面について大幅な給料の削減等について
は、それは当然しかるべきだと思います。今回の分について、私は正直言って納得できません。

全く納得できません。こんなことがあったら、市長が今後何か政策をやって、それについて、例えば一部の市民が反対したと、そういうことがあるたびに市長がこんな形で安易に給与を引き下げられるということについては全く、私は納得できないんですが、市長の信条をぜひお述べいただきたいと思います。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 町田議員の御質問にお答えします。

一般廃棄物の処理につきまして、灰の処分の件でございますけれども、灰溶融炉の建設という計画でございました。私は一般廃棄物処理計画を見直すということを申し上げてきたわけでございますけれども、これにつきまして12月議会で最終判断をいたしましたけれども、今回の判断は建設場所の地元の御理解、そしてセメント会社の長期受入れ受諾、国・県の地域計画を尊重するという回答によりまして実現をしたものでございます。しかし、その間一度は灰溶融炉廃止を断念いたしました。その経過におきまして住民運動にも発展しかねない状態がございまして、住民の方に不安と動揺そして行政への不信を招いたと思っております。このような状態になったということは為政者として重大な責任を感じているところでございます。

いま一つは、今後の市政を預かる者のとるべき態度の戒めとしたいということもございまして、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） 私も、厚生常任委員会におりますから、過去住吉地区それから庄触、今回は、し尿処理も行われる坪の人たちともずっとこの間の地元の交渉とかそういうのにも参加させていただきました。

市長は今、大きく、要するに2点挙げられました、今回の分についてですね。一つは行政に対する不信を招いたということと、今後の市長の職にある者としての戒めとしたいという、大きな理由はこの2点だと思いますが、私は、行政に対する不信が市民の間に、例えば市長に対して不信感があるなんかいうことは全くないです。私はもう全くそんなことはないと思っております。むしろ率直に市長がずっとこの間述べられたことについては、議会でも自分が勉強不足であったというふうに正直に答弁された、私はそのほうがむしろ偉いと、私はむしろそのほうを高く評価いたします。ぜひ、こういった安易な形で給与を、私は、下げるのであれば、僕は正直言って本当に仕事をしてもらえるのであれば、もっともっと給与を上げていいんだと、例えば市長はこの間ずっと、月のうちにもうあっち行き、こっち行き、特に壱岐みたいな離島は、何かあるたびに県に行かないかん、五島にもこの前も、市長、議長会とかで行かれる、東京にも陳情に行かれる。こ

んな形で安易に給与を下げよって、本当に市長としての一番重要な職責が本当に全うできるのかと、僕は十分な給与を市長に対してはむしろ与えるべきだと、私はその面から市長にはこういう形の安易な給与の減額については、ぜひ考え直していただきたいと思います。別に私は市長の家庭生活のことまで述べるつもりはありませんけど、市長の家庭の経済状態とか、そういうのもきちんと、ある程度保障ができて、初めて市長の仕事ができるはずなんです。私は、こういう形のやつは絶対出してもらいたくない。今でも30%カットされとるとですよ。これ10%カットしたらもう40%ですよ。これは絶対、僕は、そういうことはしてもらいたくない。市長に対する不信感なんかどこにもないですよ。本当そういうことないと思ってます。ぜひ、この案については、私は、撤回してもらいたいと思います。

○議長（深見 忠生君） 音嶋正吾議員。

○議員（1番 音嶋 正吾君） 私は、このたびの減額に至る提案理由の中で、市民に動揺を与えた責任を痛感するということで給与の10分の1を削減するというふうに提案をされております。私は、最終的には何が原因なのかと申しますと、情報公開の開示が原因にあったのではないかと思います。溶融炉をもとの方式に戻すと、灰溶融方式に戻すと市長が発言されたときの第一のあれは、10年間の契約の更新しかできない、それも1年置きしか確約はできない、そして塩素濃度が高いということで灰溶融方式に戻された。そして、そのことが本意ではないのでまた灰溶融方式をやめたいというふうに発言をされた。その根本にあるのはこの資料ではないですか。私たちが情報公開を求めた「壱岐市焼却灰のセメント原料化に関する調査業務報告書、平成20年10月、株式会社環境と開発」この資料を情報公開条例にのっとりて請求をしましたができないと。私も全員協議会の折に市長に尋ねました。できないと申されました。そして、この資料は平成21年1月15日15時30分、私は請求もしていないのに事務側から私の家に届けてきました。内容を読みました。全くそういうことは書いてない。いわゆる市長は最高責任者であるから、事務側の意見を尊重してこういう経緯になられたのではないかと思います、その経緯はどうでしょうか。そして私たちに、今、情報公開を求めてないのにこうした資料が提出された経緯はどうしてなのか。その2点に関して質問いたします。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

[市長（白川 博一君） 登壇]

○市長（白川 博一君） 音嶋議員の御質問にお答えします。

私は、灰溶融炉の廃止を断念したということの報告につきましては、議事録を見ていただければわかるんですけど、そのことと総合的に判断をいたしましたと申し上げたわけです。その報告書だけで判断したわけではございません。しかし、それらにつきましてはもう既に終わっておりますので、質問はここで終わっていただきたいと私は思っております。

第2点目の議員の皆様方に今回、「株式会社環境と開発」の報告書をお伝えしたというのは、そのことについて十分な御説明をしていなかったことが一つと、情報公開請求が参りまして市民の方々が入手されているものを議員の皆様が知っていないということは、これは私たちの手落ちでございましたので、お配りを申し上げたということでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 音嶋議員。

○議員（1番 音嶋 正吾君） 私は、この調査報告書の内容を、すべて市長が掌握された上でさきの見直しに関する発言に及んだとすれば、これは、私は、重大と思います。重大な責任があると思います。いわゆる地方公務員法の29条に値する行為であると思うんです。しかし、それを市長は知らなくても、やはり議会に提出する書類はあくまでも最高権力者である市長の責任になるわけです。ですから、もっと職員に、皆さんにも情報公開をしてもっと緊迫感を持って行政をしてほしいんです。2転、3転するようなことがあってはならない。私も町田議員と同じように、市長は給料を当初から10分の3減額してあります。そして、今度10分の1、4割も削減される。これは、私も、大変なことであると思います。ただ、地方自治を預かる市長として責務を、責任の所在を明確にするということであろうと思います。しかし、それを支える事務職員にもっと危機感がないとだめですよ。私は、このことを申し上げたい。安易に市長が給与を削減して終わるものではないということを上げたい。

もし、答弁があれば求めます。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） ただいまのことについては、私の指導力の面もでございます。それも含めて対処したいと思っております。御忠告として承りたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 本件については、12月19日の議会最終日に、セメント原料化ということで方向づけの最終報告がなされまして、議会のほうにも報告がっております。そういう中で、私は、こういう議案を出すよりも、今度の灰溶融炉化の事業の変更認可申請を早くして、認可を取りつける必要があると。この業務についての仕事を早くやっていただきたい。早く認可をとるのが先だと思います。市長がこれ出されても、市民同様、これは、私は、改善されると思います。ですから、変更認可を早急に、認可されるように努力することが先決だというふうに考えます。

これは、答弁要りません。

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第1号に対する討論を行います。討論ありませんか。23番、牧永護議員。

〔議員（23番、牧永 護君） 登壇〕

○議員（23番 牧永 護君） 今回の処理問題につきましては、市長の従来よりの発言、またマニフェスト、議会等での発言等により2転、3転したわけでございます。市長初め執行部の調査等の不十分さを認めるものの、この問題を軽々にまでとは言わないが、給与の処分で処理するのではなく、今後それを糧にして職務に全うしていただきたいと思っております。それゆえに減額については反対です。

〔議員（23番、牧永 護君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第1号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立なし〕

○議長（深見 忠生君） 起立少数です。したがって、議案第1号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正については否決されました。

日程第4. 議案第2号

○議長（深見 忠生君） 日程第4、議案第2号権利の放棄についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。小山田総務部長。

〔総務部長（小山田省三君） 登壇〕

○総務部長（小山田省三君） 議案第2号権利の放棄について御説明を申し上げます。

下記に掲げる権利を放棄するものとする。本日の提出でございます。

記。1、区分、有価証券。2、種類、株券。3、銘柄、株式会社壱岐カントリー倶楽部。4、

株数、792株。5、額面金額の総額、3,960万円。6、権利放棄の理由、株式会社カントリー倶楽部の欠損金の回収のため、資本金の額を60%減額するものでございます。

なお、文面記載はございませんけれども、今回の件につきましてはゴルフ場の再生を図る目的でもございます。

提案理由でございますが、市が株式会社壱岐カントリー倶楽部に出資している資本金の一部について権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で議案第2号について説明を終わらせていただきます。

〔総務部長（小山田省三君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番、音嶋正吾議員。

○議員（1番 音嶋 正吾君） 本減資に関しましては、壱岐カントリー倶楽部の株主総会において決定されております。民事再生法の適用を受けての決定であろうかと考えております。この減資に関しましては、すべての株主に平等に減資をしたのか、そして今現在の株主は何名おられるのか、そして今現在壱岐カントリー倶楽部が所有しておる土地に壱岐市所有の土地がどれだけあるのか、そして国、いわゆる第3号地がどれだけあるのか、その数字をお示しをいただきたい。

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

○総務部長（小山田省三君） お答えをいたします。

現在の株主は16名でございます。

それから、減資でございますが、これは、平等に減資をするということでございます。

それから、土地の件でございますけれども、全体で約18万平方メートルあるそうでございまして、そのうち3号用地が約3分の1、残りが一応（発言する者あり）それは建設部長のほうからちょっと説明をしていただきますので。

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

○建設部長（中原 康壽君） ただいまの件につきまして、面積の御報告をいたします。

全体が25万9,828平米でございます。このうち3号地が6万2,590平米、それから壱岐カントリー倶楽部が18万7,238平米でございます。このうちまた3号地の件がございまして、市の市有地にかえたのが2万2,798平米でございます。これが今の、現9ホールの分でございます。

○議長（深見 忠生君） 音嶋議員。

○議員（1番 音嶋 正吾君） わかりました。そうしますと資本金を減資した場合には、片方では減資をするだけでは元金がなくなるわけですので、増資をする傾向がほかのゴルフ場にも見られます。減資というのはもう株主総会で決定をしておるわけでしょう。壱岐市の議決を受けて初め

て減資が決定、竜崎市の持ち分に関しては決定するというものではないでしょ。株主総会においても議決がなされておるわけでしょ。建設部長、この件に関してちょっと答弁お願いします。

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

○建設部長（中原 康壽君） 減資につきましては株主総会の決定事項でございます。全員の同意を得て議決をしたということでございます。

○議長（深見 忠生君） 音嶋議員。

○議員（1番 音嶋 正吾君） そうしますと、竜崎市から株主総会にはどなたが出られたわけですか。

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

○建設部長（中原 康壽君） 委任状をいただきまして、私が市長から命を受けまして、私が出席をしております。

○議長（深見 忠生君） 4回目ですが特に許します、音嶋議員。

○議員（1番 音嶋 正吾君） そうしますと、全権を委任状をいただいて中原建設部長が株主総会に出られました。そのときの表決としては賛成というふうに表決をされたわけですか、反対という意思表示されたわけですか。株主総会の議決事項が優先されるわけですから、この市議会においては報告の部類に値するんじゃないですか。仮に市議会が否決したからといって株主総会を覆せるんですか。その見解についてお聞かせをいただきたい。

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

○総務部長（小山田省三君） 私のほうからは、本事案に関しましては株式会社竜崎カントリー倶楽部に竜崎市は出資をしております、額も大きく、しかもこれまで種々の決定に竜崎市が綿密に参加をいたしておるのは御質問のとおりでございます。権利放棄につきましては、議会と無関係に処理することはやはり後々適切ではないということで、今回の提案に至ったところでございます。確かに、議決はされておりますけれども、やはり議会に対してこのように提案をして、議決をいただくことが最良ではないかということで、今回の提案に至っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 音嶋議員の御質問にお答えいたします。

私は中原建設部長に全権を委任してやっておりましたし、そのことについて報告も私、受けておりました。そういう中で、先ほどの第1号議案で御指摘を受けましたように、私の至らなさを反省をするところでございます。

法的には、総務部長が申しましたように、株主総会の前に100%皆さんにお諮りしなきゃいかんということは書いてないわけでございますけれども、これほど重要なことでございますので、

株主総会前にその減資のリストはわからなくても、議会にお諮りしなければいけなかったと。第1の反省点でございます。

それから、今回のこの議案の提出につきましても、株主総会で議決がっておりますから、あえて議案として出す必要がないという県の見解でもございますが、こういった重要なことでございますので、株主総会では既に決まっておりますけれども、再度議員の皆様方に議決をいただきたいという思いで提出をいたしました。

いずれにしましても、事前に皆様方にこのことをお諮りしなかったということについてはお許しを願いたいと思っております。

ただ、中原部長につきましても、現壱岐カントリー倶楽部を何とか再生させたいという熱い気持ちを持って、私の代理として奔走してくれました。それについては私は中原部長に感謝をしているところでございます。

いずれにしましても、全責任は私にございまして、この件につきましては、第1号議案で御指摘受けましたように、私の本当に配慮のなさといいますか、その辺について本当に反省するところでございます。

ぜひ、この議案につきましても御承認をいただきたいと思えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（深見 忠生君） ほかにありませんか。3番、小金丸議員。

○議員（3番 小金丸益明君） 今後のために一応確認の意味で質問いたしますが、今音嶋議員も言われましたように、議決の要はないんじゃないかと、株主総会で決定しているんだからというような発言もございました。私もその意見に賛成でございますが、まずこの地方自治法第96条第1項第10号の規定というのを、まずどういう規定なのかというのを御説明いただきたいと思えます。

次に、音嶋議員も言われましたように、株主総会で決定されれば議会の承認は要らないということが市長も今、そのように言われまして、再度議決をいただきたいというように発言されましたが、それはそれとして、念には念でよろしいのですが、壱岐市財産処分検討委員会なるものを条例で設置するように求められていると私は理解いたしております。その財産処分検討委員会が減資ということに当たるのかどうかという判断がよくわかりませんが、私の判断は、減資ですから財産処分の一部に当たるんじゃないかと判断いたしますが、その財産処分検討委員会が開催されたものかどうか。

というのが、今回の減資につきましては、大方の市民また愛好家、株主等々方向性は一致していたからこの議決がなされたものと思えます。株主総会で、ですね。しかし、この賛否両論拮抗する中で、壱岐市の一株主の表決がその議決を左右するような場合があった場合、どうされるの

かと、市長と市長の命を受けた建設部長だけの判断でその表決がなされていていいものかという疑念も生じます。そのために私は、財産処分に関しては重きを置いて第三者委員会の設置をして検討すべきというのが、条例に記載されているのではなかろうかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

○総務部長（小山田省三君） 地方自治法第96条は、これは議会の議決事件ということで、第10号につきましては、権利の放棄のことをうたっております。この中では、法律もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄することという解説がございます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 検討委員会について。総務部長。

○総務部長（小山田省三君） 検討委員会でございますが、これは、老岐市の老岐市有財産管理規則の中に規定がございます。第49条に財産処分検討委員会という項目がございますして、市有財産の管理または処分について必要がある場合に、その判定や価格等を評価するため老岐市有財産処分検討委員会を置くということになっております。構成員につきましては課長を中心にした委員会となっておりますして、主に財産の払い下げなどについて検討をいたしております。今回の場合は、株式会社の決定事項でございますして、検討委員会での検討には当たらないということで、何もいたしておりません。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） ほかにありませんか。24番、赤木議員。

○議員（24番 赤木 英機君） 今市長、自分の責任だとおっしゃいましたけど、本来これは合併前からの懸案でございまして、非常に4町もいろいろ苦勞いたしていたわけです。そういうことで、今総務部長のほうもいろいろ指摘があつてますが、本来第三セクター、こういうのには今後行政は介入しない。ですから、私、もう放棄よりも、もう手を引いていただければと思います。今再生しようと努力はなさっておりますけど、先が私は見えとると思いますので、それだけ言うときます。もう答弁は要りません。

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第2号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第2号権利の放棄についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第2号権利の放棄については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第3号

○議長（深見 忠生君） 日程第5、議案第3号壱岐栽培センター建築（本体）工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。山口産業経済部長。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 登壇〕

○産業経済部長（山口 壽美君） 議案第3号の御説明を申し上げる前に、お手元に「壱岐の幸サポーター制度」の会員募集というチラシをお上げしておりますのでこれについて説明をさせていただきますと思っております。

これにつきましては、先般補正で承認をいただきました総務省のICT事業の制度でございます。これにつきましては、2月上旬からこのチラシを配布し会員を募集するようにいたしております。会員募集につきましては壱岐市のホームページ、東京事務所、大阪事務所、それから各地区の壱岐人会、それから物産展、観光PR、そういうものを利用してこれの会員募集を図る予定でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案第3号壱岐栽培センター建築（本体）工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

壱岐栽培センター建築（本体）工事請負契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。本日提出でございます。

記。1、契約の目的、壱岐栽培センター建築（本体）工事。2、契約の方法、随意契約。3、変更後契約金額、7億5,183万7,800円。現契約金額が7億3,899万円で1,284万7,800円の増でございます。4、契約の相手方、壱岐市芦辺町箱崎中山触828番地1、株式会社なかはら、代表取締役、野見山茂生。提案理由、基礎埋立土砂の地盤改良の施工と種苗生

産率の向上及び放流サイズアップを図るため飼育水槽への紫外線殺菌海水の導入施設とエアアの供給施設を整備するため、契約金額を変更する必要がある。

提案理由につきまして、追加説明を行いたいと思っております。

基礎工事の変更について御説明いたします。

施工方法が当初、オーガー機で掘削後、セメントミルクを注入する計画でありましたが、転石と土砂まじりで計画どおり穴が掘れなかったため、ケーシングを全周回転させながら掘進を行い、所定の深度まで達成したらハンマグラフで坑内の土砂を排土し、ソイルセメントを注入する工法に変更いたしました。このため、基礎工事が当初800万円でしたが、2,800万円に増嵩になりました。くいの大きさとして直径が1メートルでございます。くいの平均深度は5メートルでございます。127本の基礎ぐいを施工いたしました。

続きまして、図面のほうをちょっとお開きをいただきたいと思っております。ちょっと詳細に書いておりませんので申しわけございませんが、図面の左側のほうのところはウニの飼育場でございます。真ん中の円の水槽があるところが親貝の採集場でございます。右側がアワビの飼育場でございます。赤く塗っておりますようにウニの飼育場とアワビの飼育場がエアレーション管の増設を行うようにしております。それから、真ん中の親貝の採集場は良質の海水を送るための紫外線殺菌海水の導入施設の増設を予定しております。

これによりましてアカウニの10ミリの放流予定が12ミリまで大きくして、サイズアップして放流するように予定しております。これに要する経費につきましては、おおむね300万円でございます。これらの変更前に対して、今回の契約変更工事費に対し、不足する工事費については、外溝の舗装工事を21年度に繰り延べと、取水管理設時の埋め戻し土砂が置きかえ砂で計上しておりましたが、しゅんせつ土流用で工事費が減になったためにこの分を充当をしたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 今議案外で「壱岐の幸」について説明がありましたけれども、議案外でございますので、今後は他の場所でひとつお願いしたいと思います。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。22番、近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 今部長の説明の中で、基礎工の話がありましたけれども、今まで何回となくこの付近で基礎を打ってきてますよね。その破碎帯の関係で施工法をかえたと言いますけれども、最初からそういうことは一応把握できてたんじゃないですか。だから、800万円を2,800万円にというのはちょっとおかしいなという気がいたします。最初から多分そういう状況だったと思いますが、その辺はいかがですか。建設に入る前の状況です。

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

○産業経済部長（山口 壽美君） 岸壁のところのボーリング調査は行っておったようですが、建築工事のところのボーリング調査を怠っておったためにこういう事態が生じたということでございます。

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 何で怠っていたのか、じゃ、その原因は何ですか。ちょっと待ってください。要するに、その建築場所とかは考えられる部分です、そこはボーリング調査なんかするわけでしょう。だから、それを怠ること自体がまずおかしいんじゃないですか。

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

○産業経済部長（山口 壽美君） 当初、埋立土につきまして良質土であるという判断をしていたようでございます。それが現実でいきますと、その埋立土につきまして島外から来た残土での埋め立てでもあったということで、それによって転石まじりとか土砂まじりでもあったということで、当初の良質土の埋め立てというところの見通しが甘かったということでございます。

○議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。1番、音嶋正吾議員。

○議員（1番 音嶋 正吾君） 当工事に関する契約変更は今回で2回目であろうと承知をしております。恐らくあと、今の調子でいけば2回ぐらいあるんじゃないかと思うわけです。今、近藤議員が言われましたように、基礎地盤のボーリング調査、そしてこうした飼育水槽への紫外線殺菌海水の導入施設とエアアの供給施設を整備するためと、1回1回追加しております。設計する側にもう少し、これくらいのことは最初から検討しなさいと言うべきじゃないですか。1回1回、これはだれがこういうふうに発言しているのですか。技術的な指導はですね。メーカーが「これをつけたがいいですか」と言った「あ、そうですか、そうつけましょう」というふうになっているわけですか。もっと、これくらいのことは事前に当初設計の中に組み込むべきですよ。設計変更で下がることはない、恐らくこれは最終的には8億円ぐらいになるんじゃないですか、あと2回ぐらい変更して。まだ外溝から何から変更があるでしょうから。もう少し先を見た、そこら辺まで考慮した設計をせんと困りますよ。どうですか。

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

○産業経済部長（山口 壽美君） 今回の追加の紫外線殺菌海水の導入施設とかエアア供給施設に対しましては、現場との打ち合わせ等の中で当初設計に対して、いろいろのところを見てきた感じでこれを追加しなければならないということで、今回追加をいたしております。平成20年度の工事の請負契約につきましては、今回の変更が最後になる予定でございます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 音嶋議員。

○議員（1番 音嶋 正吾君） 本年度の工事に関しては、変更はこれが最後と言われましたがあと1回ぐらいは、恐らく竣工前にあるわけですね。ですから、あの施設を見に行ってもよかったですよ。余りにも、私は、身勝手と思います。いい物いい物見れば、それはどれだけでも上を見れば切りがありませんよ。ですから、最初からそういう事業計画は念頭に置いてやっていただけないでしょうかと私は申し上げておるんです。どうでしょうか。

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

○産業経済部長（山口 壽美君） 音嶋議員御指摘のとおりでございます。本当は計画のときに、きちっと精査をしてやっとならばこういう変更もなかったんじゃないかと思っております。今後注意いたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（深見 忠生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第3号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第3号壱岐栽培センター建築（本体）工事請負契約の変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第3号壱岐栽培センター建築（本体）工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際お諮りします。今期臨時会において議決された案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定によりその整理を議長に委任されたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しまし

た。

○議長（深見 忠生君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして平成21年第1回岩崎市議会臨時会を閉会いたします。大変皆さんお疲れでございました。

午前10時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 深見 忠生

署名議員 馬場 忠裕

署名議員 久間 進